

犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ

高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度のご案内

重大な犯罪被害によって亡くなられた被害者のご遺族、又は重傷病を負った被害者の方及び性犯罪被害者の方に対し、被害後に直面する経済的な負担を軽減するために必要な資金の一部を補助します。

《補助金制度概要》

項目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 (上限) 重傷病・性犯罪 10万円	20万円 (上限)	32万円 (上限)
補助内容	重大な犯罪行為により重傷病を負った方やそのご遺族、性犯罪被害者の方へ、犯罪被害により心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助します。	住居またはその付近において犯罪被害に遭い、従前の住居に居住することが困難になった場合に、新たな住居への転居に要する費用の一部を補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。
対象経費	・葬儀費用等 ・警察・裁判所等への交通費、宿泊費等 ・家事、育児補助等に要する経費 ・就労・転職支援サービス料 ・住宅の修繕費、転居後の増加分の家賃 ・医療費・通院費等（※性犯罪被害のみ） ・その他知事が認める経費 （※犯罪被害給付制度、公費負担制度等其他の公的支援の対象となる費用は対象外）	・運送費用 ・荷造り等のサービスに要する費用（運送事業者が行ったものに限る） ・その他知事が認める費用 引越しを行った事業者に支払う費用 （※新居の家賃、契約時の敷金・礼金、仲介手数料等は対象外）	・再提訴時に裁判所に支払う事務手数料 （印紙代、予納郵券代等） （※弁護士費用は対象外）
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと。	犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと。	再提訴をした日から2年を超えていないこと。
対象となる犯罪被害者	①犯罪被害によって死亡した被害者の遺族。 ②犯罪被害によって負傷又は疾病を負った被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上労務不能）が必要であると医師に診断された方。 ③性犯罪による被害を受けた被害者		

（※令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害（再提訴は、同日以降に提訴した場合）を対象とします。）

（※申請にあたっては、被害の状況等をお伺いするために、**面接相談が必要**となります。）

◆制度のご利用にあたっては、このほかにも条件があります。申請を希望される方や制度に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。また**県のホームページ**でも詳しい情報を掲載しています。

《補助金申請や面接相談に関する相談窓口》

認定特定非営利活動法人

こうち被害者支援センター

電話：088-854-7867

受付：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

10時から16時

《補助金制度に関するお問い合わせ》

県庁 文化スポーツ部 県民生活課

電話：088-823-9340

受付：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

9時から12時、13時から16時

高知県の犯罪被害者支援に関する
ホームページはこちらから →

